

大田区公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する条例

平成 26 年 3 月 14 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大田区の公共の場所における客引き客待ち行為等を防止することにより、安全で安心なまちづくりを推進し、もって区民生活の平穩を保持し、にぎわいのある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。

(2) 客引き行為 次に掲げる行為をいう。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品若しくは人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

イ 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

ウ 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの（人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものを除く。以下この

ウにおいて「役務等」という。)の提供について、次に掲げる行為をすること(午後8時から翌日の午前6時までの時間において行うものに限る。)

(ア) 異性に対して又は異性が役務等を行う旨を告げて、若しくは示して客引きをすること。

(イ) 異性が役務等を行う旨を告げて、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(ウ) 異性が役務等を行う旨を記載したビラその他の文書図画を配布し、又は提示して客を誘引すること。

(3) スカウト行為 次に掲げる行為をいう。

ア 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和37年東京都条例第103号。以下「都条例」という。)第7条第1項第5号に規定する役務に従事するように人を勧誘すること。

イ 都条例第7条第1項第6号に規定する撮影のための被写体となるように人を勧誘すること。

(4) 客待ち行為 公衆の目に触れるような方法で、第2号の客引き行為又は前号のスカウト行為の相手方を待つことをいう。

(5) 客引き客待ち行為等 客引き行為、スカウト行為及び客待ち行為をいう。

(6) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居住し、在勤し、在学し、滞在し、又は通過する者及び区内の土地、建築物又は工作物(建築物を除く。)を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(7) 事業者 事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(8) 区民等 区民及び事業者をいう。

(9) 地域団体 区内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、何人の権利も不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、東京都、区の区域を管轄する警察その他関係機関及び地域団体と連携し、公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、生活安全の確保に寄与する自主的活動の推進に努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(公共の場所における禁止事項)

第6条 何人も、公共の場所における客引き客待ち行為等をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における客引き客待ち行為等をさせてはならない。

3 前2項に掲げるもののほか、何人も、公共の場所において、人の通行の妨げとなるような方法で客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引してはならない。

4 何人も、公共の場所において、人の通行の妨げとなるような方法で前項の規定による客引き、呼び掛け、配布又は提示の相手方を待つてはならない。

(指導)

第7条 区長は、前条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をすることができる。

(特定地区の指定等)

第8条 区長は、公共の場所における客引き客待ち行為等を防止するため特に必

要があると認める区域を、客引き客待ち行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。
- 3 区長は、必要と認めるときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

（警告）

第9条 区長は、特定地区において第6条第1項又は第2項の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、第7条に規定する指導をした場合において、当該指導を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為をしてはならない旨の警告をすることができる。

（勧告）

第10条 区長は、前条に規定する警告を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為の中止を求める勧告をすることができる。

（公表）

第11条 区長は、前条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則に定める事項を公表することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第12条 区長は、前条の規定による公表をしようとするときは、第10条に規定する勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴

かなければならない。

- 2 区長は、前条の規定による公表をしようとするときは、第10条に規定する勧告を受けた者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者である場合は、当該法人又は人に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

(店舗場所提供者への通知)

第13条 区長は、第11条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(調査等)

第14条 区長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、必要な事項を調査することができる。

- 2 区長は、前項の規定による調査に当たり必要があると認めるときは、その必要と認める範囲において関係人に対し、質問をし、又は文書の提示その他の協力を求めることができる。

(警察署の長等への協力要請)

第15条 区長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長その他関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(警察その他関係機関への情報提供)

第16条 区長は、区民等から提供された情報その他区が有する情報のうち、この条例の目的を達成するために必要と認めるものを、警察その他関係機関に提供することができる。

(大田区客引き客待ち行為等防止推進員)

第17条 区長は、特定地区における第4条に規定する施策を推進するため、大田

区客引き客待ち行為等防止推進員を置くことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 第10条に規定する勧告を受けた後に、第6条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした者は、5万円の過料に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して同条に規定する過料を科する。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第9条から第13条まで並びに第19条及び第20条の規定は、平成26年10月1日から施行する。